

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和8年3月31日
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 日本国内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 平成27年度以降、国又は地方公共団体において本件業務と同種の業務を実施した実績があること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和7年8月27日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月28日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部 検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和7年8月25日とする。
- (5) 到着期限は、令和7年8月31日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には総額を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の代理人（本市の入札に関する権限を委任する旨の委任状が提出されている者に限る。）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年9月1日 午後1時40分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札

(10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、別に指定する日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）及び同種業務の実績（別紙6）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

(1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。

(2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948

質 問 書

件 名	令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託
公 告 日	令和7年8月18日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 質 問 者 : ファクシミリ
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

6 9 9 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課 行	入札書在中 朱書きすること。
	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。	
	開札日 令和7年9月1日 件 名 令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託	
	簡易書留	

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所 商号又は名称		

※封筒は、長型 3 号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

代理人 住 所
氏 名

印

件 名	令和 7 年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託
入札金額(※1)	金 _____ 円 (c)+(d)+(e)

内訳明細

項 目	対象者数 (見込) (a)	単 価 (b) (※2)	金 額 (a×b)
ストレスチ ェック業務	WE B受検 2,000 人	_____ 円	_____ 円 (c)
	紙面受検 447 人	_____ 円	_____ 円 (d)
	集団分析等にかかる 費用一式		_____ 円 (e)

※1 4 入札方法等の(6)及び(9)を熟読の上記載すること。

※2 単価欄には、1 人あたりの単価を記載すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

受任者 住 所

氏 名

印

件名	令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託
----	------------------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

件 名：令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託

公 告 日：令和7年8月18日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

添付書類

同種業務の実績（別紙6）及びその内容を証明するための書類

同種業務の実績

商号又は名称

業務名：令和7年度鳥取市職員ストレスチェック業務委託

項目・番号		1	2
業務名等	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	履 行 場 所		
	契約金額（最終）	千円	千円
	履 行 期 間		
業 務 の 内 容			
業務の履行条件その他			

備考

- 1 該当する業務実績について、2件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。
- 2 業務名は、受注した業務名とし、鳥取県内での業務実績を優先して記載すること。
- 3 契約金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 業務の内容の欄は、具体的な作業種、規模等を記入すること。
- 5 業務の履行条件その他の欄は、技術的特徴（実施方法、対策、実施に当たり工夫又は苦心した点等）を記入すること。
- 6 同種業務の実績が確認できる資料として、契約書の写しを添付すること。

令和7年度 ストレスチェック業務委託（単価契約）仕様書

この仕様書は、鳥取市（以下「甲」という。）が委託するストレスチェック業務委託（単価契約）を受けるもの（以下「乙」という。）に対し適用するものとし、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生規則」、「ストレスチェック指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）」を遵守し、厚生労働省作成の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に基づき業務を遂行し、これにより難しい場合又は明示していない事項については、甲と乙において協議を行い、定めるものとする。

1. 業務委託の目的

労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを実施し、職員のストレスの程度を把握し、自身のストレスへの気付きを促すとともに、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 労働安全衛生法に基づき実施するストレスチェックについて、職業性ストレス簡易調査票（57項目）を利用し、調査・分析を実施する。

別紙フロー図のとおり。

調査はWEB方式及び紙媒体により行う。

具体的な委託業務内容は次のとおりとする。

- (i) WEBによるストレスチェックの実施

ログインID及びパスワードを設定し受検できるようWEB環境を提供する。

WEB環境はインターネットもしくはLGWANで受検できるものとする。

- (ii) 紙面によるストレスチェックの実施

- ① 調査票を作成すること。
- ② 職員から回収する際に密封できる封筒を個人ごとに準備して納品すること。
- ③ 個人のストレスプロフィール（個人ごとのストレスの特徴、傾向等を数値・図表で表したもの）、ストレスの程度、セルフケアのためのアドバイス、相談窓口の案内を記載し、密封して納品すること。

- (iii) 未受検者に対する勧奨を甲が指定する時期に行うこと、または、未受検者に対し勧奨を行うため、甲が指定する日までに未受検者のデータを提出、または確認できるようにすること。

- (iv) 個人単位の分析を労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健室 令和3年2月改訂。以下「実施マニュアル」という。）P40の素点換算表を用いて実

施すること。

(v) 高ストレス者対象者の選定は、実施マニュアルP44の＜評価基準の例（その2）＞の方法により行い、高ストレス者対象者データの提出を行うこと。

(vi) 高ストレス者に該当した場合の通知、面接指導の勧奨並びに申出方法の通知

ア WEB受検の場合

受検の結果、高ストレス者に該当した場合は、画面上で高ストレス者に該当する旨の通知をするとともに、医師による面接指導の勧奨及び申出方法について通知すること。

イ 紙面受検の場合

受検の結果、高ストレス者に該当した場合は、個人結果通知文書にあわせ、高ストレス者に該当する旨及び医師による面接指導の勧奨に関する文書を同封すること。

ア、イいずれの場合も通知内容及び申出方法は甲と協議すること。

(vii) 個人結果データ及び集団ごとの集計・分析データをCSV形式またはエクセル形式により出力できるようにすること。また、同様のデータをCD-Rにて納品すること。

(viii) 甲が必要と認める資料の提供等

(2) 乙は、業務の具体的事項について、甲の指示に従うものとする。

3. 履行場所

鳥取市役所 ほか

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5. 実施体制について

(1) 実施者

甲の産業医をストレスチェック業務における実施者とし、甲の産業医を実施代表者とする。

(2) 実施事務従事者

甲の総務部職員課保健師、事務補助員とする。

6. 対象者

甲の正規職員及び非正規職員約2,447人

(WEB受検 約2,000人/紙面受検 約447人)

ただし、対象者数は増減することがある。

7. 個人情報の保護

乙は、この委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

8. データの保存

記録データについて、業務完了後5年間は適切に管理・保存すること。保存期間経過後は、速やかに破棄または甲に返還すること。

9. 業務完了報告書

乙は、委託業務が終了した場合は、業務完了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

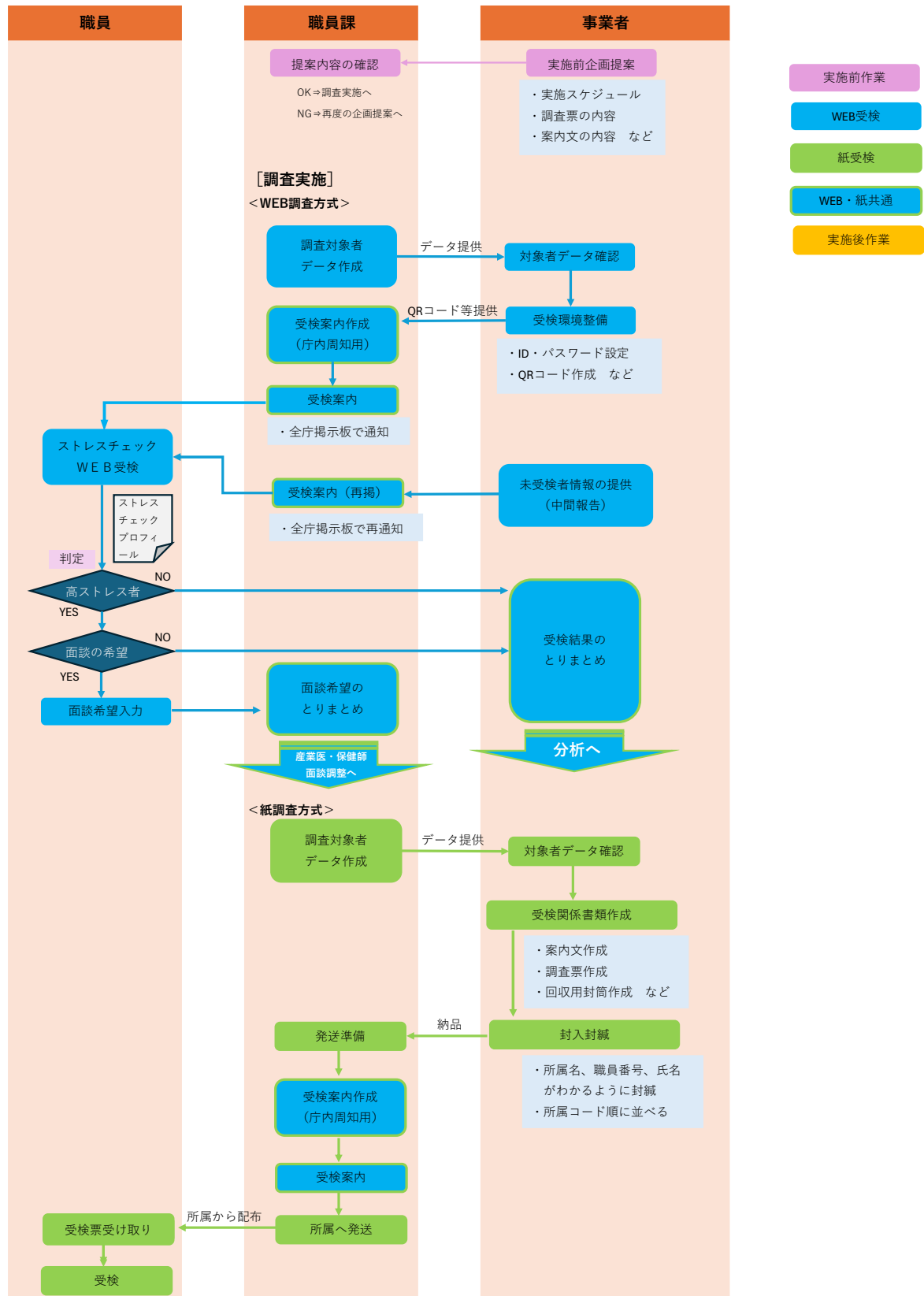
10. 委託料の支払い

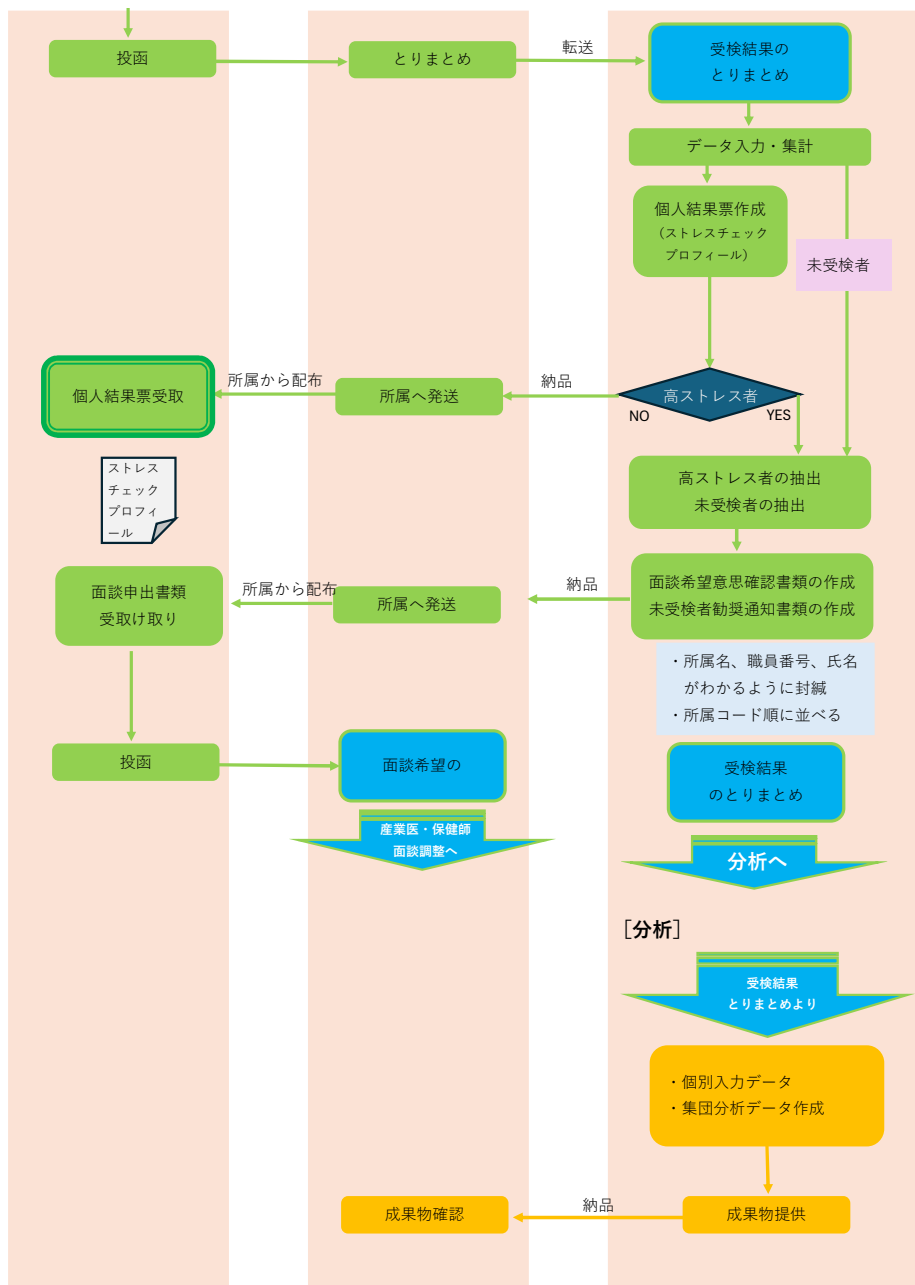
甲は、9の業務完了報告書を確認し、疑義のない場合において、乙から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

11. その他

- (1) 契約締結後速やかに事前打ち合わせを行うこと。
- (2) 乙は、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施者であることを念頭に、厚生労働省が示す指針等に沿って本業務を実施すること。

ストレスチェック業務委託作業フロー図





別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければ

ならない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

鳥取市職員ストレスチェック業務委託契約書（案）

鳥取市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は乙に対し、甲の従業員及び甲の指定する者に対する労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という）の実施業務及びストレスチェック結果の集団分析業務を委託し、乙はこれを受託する。本業務の詳細はストレスチェック業務委託（単価契約）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲が乙に支払う委託料の額は、次の表に定めるとおりとし、実際に行った業務の数量に対応する単価を乗じた金額の合計とする。なお、仕様書に記載の対象者人数が増減した場合も単価の変更はしないものとする。

項目	単価	
ストレスチェック（WEB）の運用代行	1人当たり	円
ストレスチェック（紙面）の運用代行	1人当たり	円
集団分析等にかかる費用	一式	円

2 前項の金額に消費税及び地方消費税10パーセントを加算するものとする。

（業務完了の報告）

第4条 乙は、委託業務完了後速やかに委託業務完了報告書を項に提出しなければならない。

2 乙は、前項の報告書の提出があったときには、その検査を行うものとする。

（委託料支払）

第5条 甲は、前条第2項の検査を行い、疑義のない場合において、乙から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金の納付の免除）

第6条 鳥取市契約規則第32条第1項第8号により契約保証金の全部の納付を免除する。

（個人情報の取り扱い）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個

人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の履行）

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（反社会勢力の排除）

第9条 甲及び乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しない、または、反社会勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを将来にわたっても表明する。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを将来にわたっても表明する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、強迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計または威力を用いて甲または乙の信用を棄損し、あるいは甲または乙の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、自らの委託先業者が第1項各号に該当しないことを確約し、将来も同項各号に該当せず第2項各号に該当する行為をしないことを確約する。

4 甲および乙は、甲乙間の契約に関する委託先業者について前項の確約に反することが契約後に判明した場合には、ただちに当該委託業者との契約を何らの催告を要せず解除する。

5 甲及び乙は、相手方が本条第1項、第2項、第3項および第4項に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）契約の締結又は履行について不正の行為があった場合。

(2) この契約に定める義務を履行できないと認められる場合。

(3) 正当な理由なく、甲の指示に従わない場合。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に違反し、または乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害賠償の責を負うものとする。

(瑕疵担保)

第12条 乙は、成果品の引き渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、または代品を納入しなければならない。

(協議)

第13条 この契約に定めがない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第14条 この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

令和7年 月 日

甲 鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

乙 住所
事業所名
代表者名